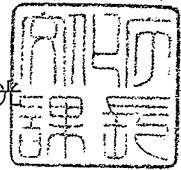


27 文宗務第 52 号  
平成 28 年 2 月 10 日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁文化部宗務課長  
大金 伸 光



(印影印刷)

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に  
関する法律の施行とこれに伴う宗教法人法の一部改正について (通知)

平成 26 年 6 月 13 日、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号。以下「新行審法」という。) が公布され、また、同日公布された行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 69 号) によって、宗教法人法の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

ついては、改正法の施行について、別添のとおり、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛て通知しましたので、貴都道府県におかれても所轄宗教法人に対して御周知願います。

(本件担当)

文化庁文化部宗務課宗教法人室法規係

所在地：〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号

電 話：03 (5253) 4111 (内線 3038)

F A X：03 (6734) 3819

